

緊急通報システムのご案内

■緊急通報システムの目的■

緊急通報システムは、ひとりぐらしの高齢者等が、自宅内での急病や事故などの突発的な事態に陥った場合、緊急通報機器を利用し、緊急通報協力員や地域の協力体制により、迅速な救援体制を確保するシステムです。

このシステムの基本的な考え方は、緊急時の救援を第一の目的として、これに緊急通報協力員を始めとする、地域の方々の協力により、地域福祉のネットワークをつくり、高齢者の方が生まれ育った地域で安心して生活していただくとするものです。

■対応内容■

| ①緊急事態への対応 | ②安否確認（日常の見守り） |
|---|--|
| 病気やケガによる緊急事態が発生した場合に、備付の緊急通報ボタンを押すことで緊急通報センターを通じて協力員への連絡や救急車等の出動要請をします。 | 自宅内に人感センサーを設置し、利用者の生活状況を確認します。一定以上動きがない場合には、緊急通報センターを通じて協力員に安否確認を行います。 |

■対象者■

町内居住する次のいずれかの方です。

- (1) ひとりぐらしでおおむね65歳以上の方で、日常生活に不安を抱える方
- (2) ひとりぐらしで身体障害者手帳1級及び2級を所持する方
- (3) 上記のほかに町長が特に必要と認める方



■利用料金■

(1) 緊急通報機器の設置（撤去）費用、管理費用
無料（設置機器は貸与となります。利用者の故意または過失により、機器を破損・紛失した場合には、弁償を求める場合があります。）

(2) 電話回線の利用に関する費用
緊急通報機器は、利用者が保有する固定電話に取り付け、固定電話回線を利用します。電話回線の利用料は、利用者負担となります。

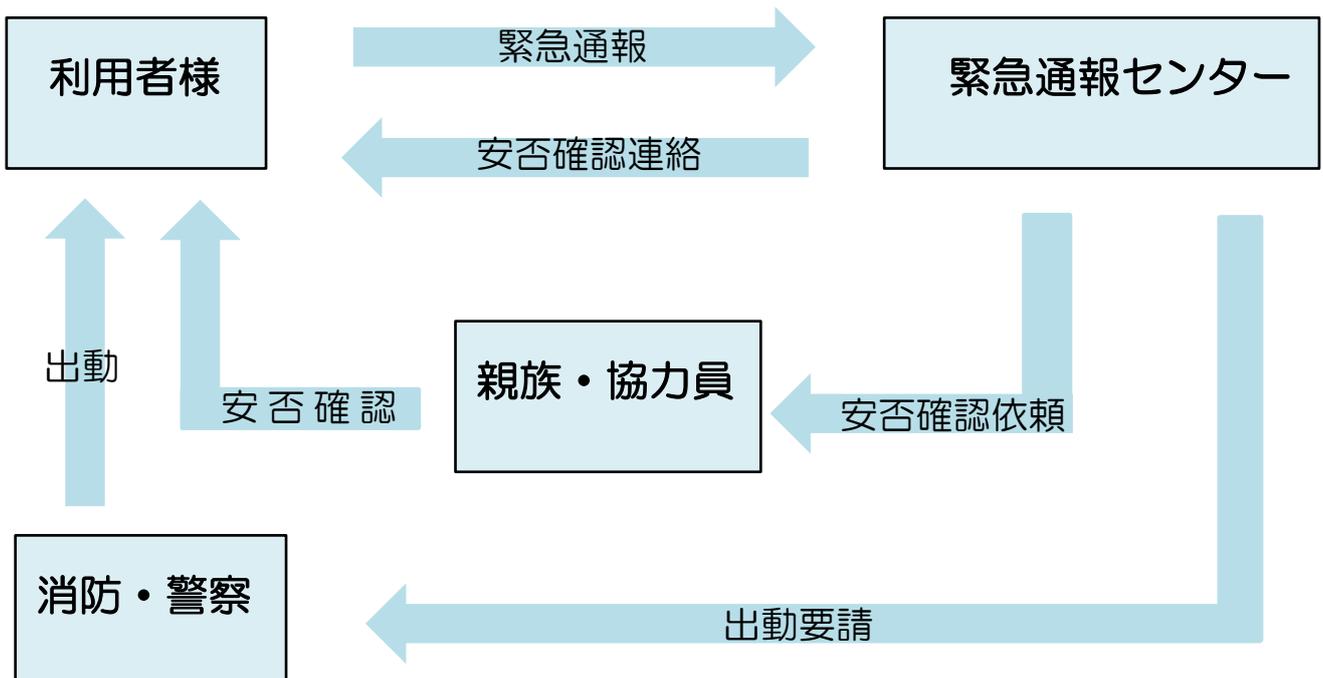
■ 緊急通報機器の使用方法 ■

● 緊急事態が発生した場合

| | | |
|---|----------------|--|
| ① | 通 報 (非常ボタン) | 緊急に助けが必要なときは、「非常ボタン（ペンダント・リモートスイッチ）」を押してください。自動的に受信センターへ通報します。 |
| ② | 呼びかけ | 受信センターからの呼びかけに返事ができるときは、緊急通報端末装置に向かってお話しください。 |
| ③ | 救援活動 | 協力員がすぐに駆けつけ、状況に応じて消防署・警察署などに救援を要請し、救援活動が開始されます。 |

※誤ってボタンを押した場合には、通報装置に向かって、「間違った」と伝えてください。

■ 緊急通報システムのイメージ図 ■



■システムを利用方法■

- (1) 利用にあたっては申請が必要です。
利用にあたっての相談等は、七ヶ浜町長寿社会課にお問い合わせください。
- (2) 必要書類
利用申請書、利用確約書、その他必要書類を提出していただきます。
- (3) 協力員
非常時に対応を依頼する協力員3名の登録が必要です。協力員の登録が難しい場合は、七ヶ浜町長寿社会課に相談してください。
- (4) 合鍵について
非常時に、利用者宅に鍵がかかっていると、迅速な救援が困難です。あらかじめ協力員の方と鍵の保管先を確認してください。
※救援のため、やむを得ずドアや窓を壊さなければならない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑤保守点検
年に1度、システムの保守点検を行います。



■こんな時にご連絡ください■

→七ヶ浜町長寿社会課地域福祉係 (Tel022-357-7448)

- 外泊や入院をする時 (留守期間、留守事由等)
- 登録情報に変更があった時 (協力員、合鍵管理者、連絡先の変更等)
- ペンダントを壊したり、なくしたりした時
- 通報装置が壊れた時
- 別の電話機を付けたり、電話回線の工事を行う時
- パソコン等を電話回線に接続する時
- 電話回線を使ったサービス等を利用する時
- 緊急通報システムの利用をやめたい時

■緊急通報協力員の役割について■

●平常時の役割

①秘密の保持

利用者と緊急通報協力員の信頼関係を保つため、利用者のプライバシーに配慮をお願いします。

②利用者が家を留守にする場合

このシステムは、二次的に利用者の安全を守るため、リビング等にセンサーを取り付けて、24時間以上人の動きを感知しなかった場合、緊急通報受信センターに自動通報されるしくみになっています。

そのため、利用者が外泊や入院すると連絡があった場合は、速やかに七ヶ浜町長寿社会課に不在期間と不在事由を連絡してください。

●緊急時の役割

①緊急通報受信センターから、安否確認の要請があった場合は、急いで駆けつけてください。その際、鍵を預かっている場合は、忘れないでください。

②様態を確認し、必要な場合は、消防署、警察署などに通報してください。

③万一、鍵がなくてドア、窓などを壊さないと入室できない場合は、できるだけ、家主、管理人、警察官などの立会いを求めてください。なお、この場合破損を生じても緊急通報協力員の責任を問わない約束になっています。

④利用者が入院等のため留守になる場合は、火元を点検し戸締りをお願いします。

⑤緊急通報受信センターからの要請による安否確認の結果は、七ヶ浜町長寿社会課地域福祉係に報告をお願いします。異常がなかった場合でも報告願います。



七ヶ浜町長寿社会課地域福祉係（Tel 357-7448）